



BCJ-審査証明-7

建設技術審査証明書（建築技術）

技術名称：既製コンクリート杭の杭頭接合技術「パイルスタッド工法」

標記技術の内容について依頼者より提出された開発の趣旨及び開発の目標に基づき証明するものである。

（開発の趣旨）

本工法は、杭基礎において設計の要求に応えられる杭頭接合部の施工技術を確立することを目的として開発を行ったものである。また、施工に伴う杭中空部のソイルセメントのはつり作業、ソイルセメントの除去量を大幅に軽減し、更に工期の短縮、工程管理の簡素化を図ることも目的として開発を行った。

（開発の目標）

- (1) 設計の要求に応じた杭頭接合部を施工できること。
- (2) 溶接性に優れたパイルスタッドを使用することにより、溶接部の強度は鉄筋材料の基準強度を確保できること。
- (3) 従来の中詰工法に伴う煩雑な工程を軽減できることにより、工期を短縮できること。
- (4) 杭中空部のソイルセメントの除去量を、杭径に応じて従来の中詰工法の約5～22%に低減できること。

一般財団法人日本建築センターの建設技術審査証明事業（建築技術）業務規程及び建設技術審査証明事業（建築技術）業務約款に基づき、既製コンクリート杭の杭頭接合技術「パイルスタッド工法」の技術内容について下記のとおり証明する。

2001年10月16日
2004年2月4日（変更）
2005年9月14日（変更）
2006年10月16日（更新）
2010年9月28日（変更）
2015年4月24日（変更）
2020年9月11日（更新）
2025年9月16日（更新）

建設技術審査証明協議会会員

一般財団法人日本建築センター
The Building Center of Japan

理事長 橋本 公博

記

1. 審査証明結果

本技術について、上記の開発の趣旨及び開発の目標に照らして審査した結果は、以下のとおりである。

- (1) 設計の要求に応じた杭頭接合部を施工できるものと判断される。
- (2) 溶接性に優れたパイルスタッドを使用することにより、溶接部の強度は鉄筋材料の基準強度を確保できるものと判断される。
- (3) 従来の中詰工法に伴う煩雑な工程を軽減できることにより、工期を短縮できるものと判断される。
- (4) 杭中空部のソイルセメントの除去量を、杭径に応じて従来の中詰工法の約5～22%に低減できるものと判断される。

2. 審査証明の前提

本審査証明は、依頼者から提出された資料等には事実と反する記載がなく、依頼者の責任において適正に設計・施工・品質管理及び安全対策が行われることを前提に、依頼者から提出された資料に基づいて行われたものである。

3. 審査証明の範囲

審査証明は、依頼者より提出された開発の趣旨及び開発の目標に対して、設定された確認方法により確認した範囲とする。なお、個々の工事等の実施過程及び実施結果の適切性は審査証明の範囲に含まれない。

このため、杭頭接合部の設計は、個別の建築物の設計に応じ、杭径、杭種、外力条件等を考慮のうえ、構造設計者責任において設計されるものであることから、この審査証明が、その設計の妥当性を保証するものではないことに留意されたい。

4. 審査証明の詳細（別添）

この審査証明技術を個々の工事等へ適用する際は、別添内容に従うこと。

5. 審査証明の有効期限 2030年9月27日

6. 審査証明の依頼者

日本スタッドウェルディング株式会社	住所 神奈川県川崎市幸区鹿島田一丁目1番2号 新川崎ツインタワー 西棟26階
株式会社 大谷工業	住所 東京都品川区西五反田七丁目23番1号 第3TOCビル5F
岡部株式会社	住所 東京都墨田区押上二丁目8番2号